

1 調査名称：都市計画道路見直し調査検討業務

2 調査主体：見附市

3 調査圏域：見附市

4 調査期間：平成 27 年度

5 調査概要：

見附市では、現在、24 路線を都市計画道路として位置づけており、整備状況は、一部区間が未改良の路線が 12 路線、全区間が未改良の路線が 3 路線あり、改良率は 65.3%にとどまっている。都市計画道路として都市計画決定すると、建築制限など私権を制限することになるが、事業時期を明確にできないことから、土地の利用面で土地所有者に与える影響が大きく課題となっている。また、都市計画決定から長期間未着手のままとなっていることから、社会情勢の変化に伴う道路に求められている機能や役割に変化が生じているかどうかを確認し、その計画の必要性を検証しなければならない状況が生じている。

そこで、本業務は見附市における都市計画道路の見直しにあたって、昨年度に検討・抽出した「都市計画道路見直し案」全 15 路線について、関係者との協議を重ねつつ見直し対象路線を選定するとともに、住民参画による検証のための基礎資料作成、地域に即した道路構造の適用検討及び道路ネットワークからの検証を行うものである。

I 調査概要

1 調査名：都市計画道路見直し調査検討業務委託

2 報告書目次

1 業務概要	1-1
1.1 業務概要	1-2
1.2 実施方針	1-5
1.3 業務工程	1-11
1.4 打合せ計画	1-11
1.5 成果品の品質を確保するための計画	1-12
1.6 成果品の内容・部数	1-13
1.7 使用する主な図書および基準	1-13
1.8 業務組織計画	1-13
1.9 連絡体制	1-14
2 住民参画による検証のための基礎資料作成	2-1
2.1 住民参加手法の検討	2-2
2.1.1 住民参画の目的	2-2
2.1.2 実施内容	2-2
2.1.3 意見数を確保するための方策	2-3
2.1.4 配布物	2-4
2.2 基礎資料の作成	2-5
3 地域に即した道路構造の適用検討	3-1
3.1 自動車交通機能の確保	3-2
3.1.1 検討の目的および方針	3-2
3.1.2 検討条件	3-3
3.1.3 自動車交通機能確保の検討	3-13
3.1.4 自動車交通機能からみた最低限必要な幅員	3-21
3.2 歩行者・自転車交通機能の確保	3-22
3.2.1 検討の目的および方針	3-22
3.2.2 検討条件	3-23
3.2.3 歩行者交通機能の確保	3-28
3.2.4 自転車交通機能の確保	3-34

3.3	交通機能確保のまとめ	3-42
3.4	防災機能の確保	3-45
3.4.1	目的	3-45
3.4.2	緊急輸送道路の検証	3-46
3.4.3	都市防災の検証	3-47
3.5	他事業との整合	3-48
3.5.1	目的	3-48
3.5.2	都市計画道路見直し案の検証	3-48
3.6	地域に即した道路構造の適用検討のまとめ	3-49
3.7	庄川線縦断線形検討	3-51
3.7.1	趣旨と検討区間	3-51
3.7.2	検討にあたっての基本条件	3-52
3.7.3	現計画の道路構造の検討結果	3-53
3.7.4	【参考】継続とする場合の今後の検討（案）	3-53
4	道路ネットワークからの検証	4-1
4.1	交通量配分用データの作成	4-2
4.1.1	交通量配分の目的	4-2
4.1.2	交通量配分の流れ	4-2
4.1.3	交通量配分用データの作成	4-3
4.2	将来交通量推計結果	4-7
4.3	将来交通量による検証	4-10
4.3.1	廃止による周辺道路への影響の検証	4-10
4.3.2	将来の自動車交通に対する見直し案の対応	4-11
4.3.3	将来のスクリーン断面交通量の検証	4-12
5	協議資料作成	5-1
6	庁内検討委員会運営支援	6-1

3 調査体制
なし

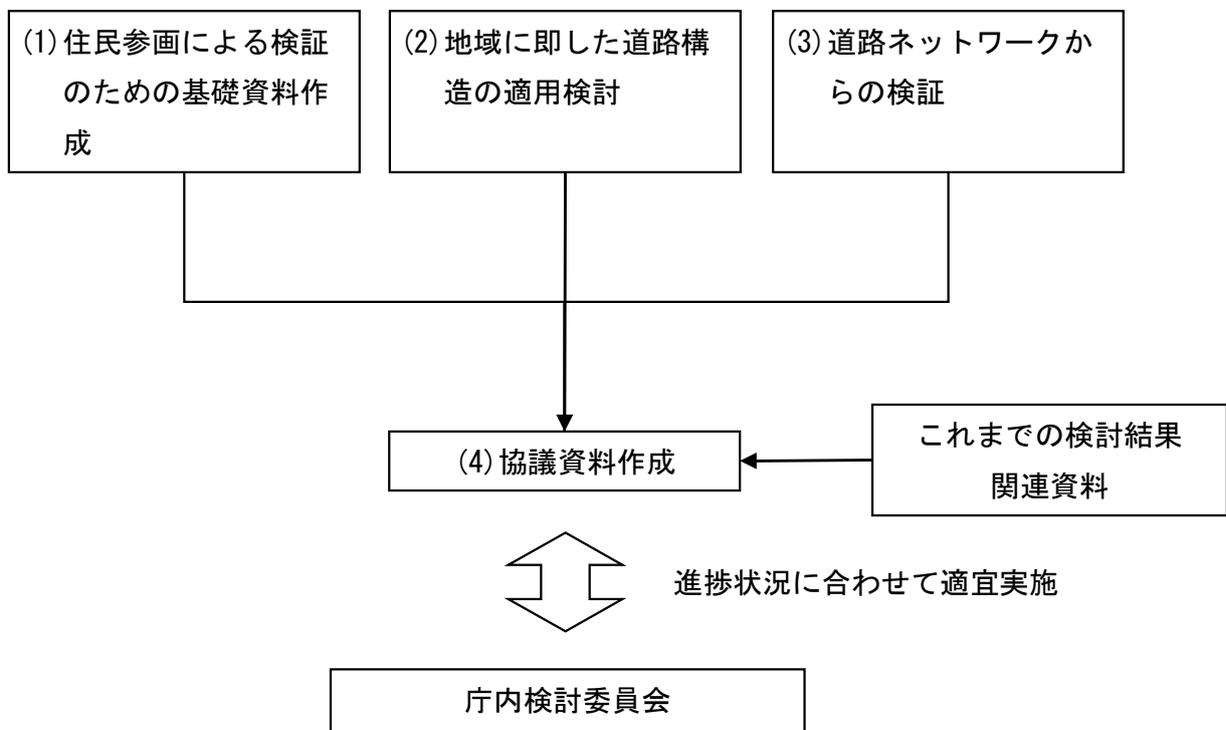
4 委員会名簿等：
なし

II 調査成果

1 調査目的

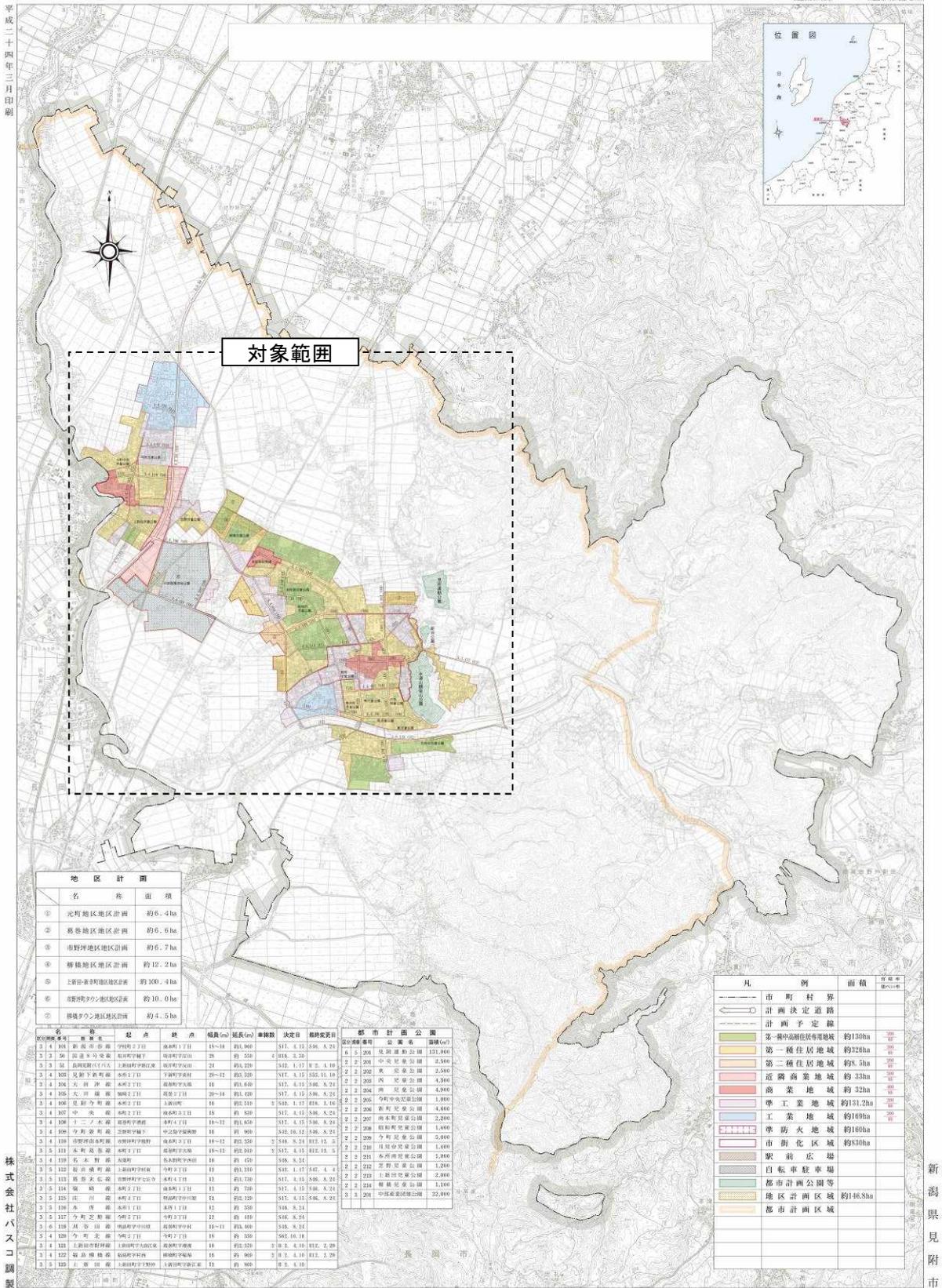
本業務は、見附市における都市計画道路の見直しにあたって、昨年度に検討・抽出した「都市計画道路見直し案」全15路線について、関係者との協議を重ねつつ見直し対象路線を選定するとともに、住民参画による検証のための基礎資料作成、地域に即した道路構造の適用検討および道路ネットワークからの検証を行ったものである。

2 調査フロー



3 調査圏域図

長岡都市計画総括図（見附市）



4 調査成果

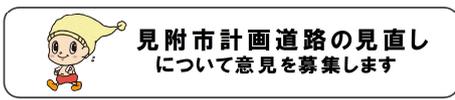
(1) 住民参画による検証のための基礎資料作成

a) 住民参加手法の検討

実施手法	<ul style="list-style-type: none"> ・「パブリックコメント」の手法を用いる。 ※パブリックコメントを主としつつ、意見数を確保するため「住民意向把握調査」を併せて実施する。
実施機関	<ul style="list-style-type: none"> ・見附市長および教育委員会
意見を募集する対象	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を募集する対象を以下に示す。 ※以下、「住民等」 ①見附市の区域内に住所を有する者 ②見附市の区域内に事務所または事業所を有するもの ③見附市の区域内に在する事務所または事業所に勤務する者 ④見附市の区域内に在する学校に在学する者 ⑤その他政策等の案に利害関係を有すると認められるもの
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報媒体を用いて、広報活動を行う。 ①見附市のホームページ ②市報
都市計画道路見直し案と都市計画道路整備状況図の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に「都市計画道路見直し案」と「都市計画道路整備状況図」を示し、見直しの主旨、目的および背景などを理解してもらう。 ・公表は以下の方法により行う。 ①見附市ホームページへの掲載 ②見附市建設課窓口での閲覧または配布 ③今町出張所窓口での閲覧または配布
意見の募集期間	<ul style="list-style-type: none"> ・公表の日から起算して 30 日以上とする。
意見の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の方法により、案に対する住民等からの意見を受け付ける。 ①郵便 ②ファクシミリ ③電子メール ④見附市建設課窓口へ提出 ⑤今町出張所窓口へ提出
提出様式	<ul style="list-style-type: none"> ・提出様式は A4 判とし、意見欄とともに住所（または地区、地域）を記入する欄を設ける。
意見数を確保するための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントを主としつつ、意見数を確保するため「住民意向把握調査」を併せて実施する。 ・住民意向把握調査に用いる資料は、パブリックコメントと同じものとする。 ・住民意向把握調査の対象は、市内各自治会の代表者とする（全市を対象）。

b) 基礎資料の作成

- ・パブリックコメントでの配布物（依頼文、見附市 都市計画道路の見直しについて、調査票の3種類）を作成した。
- ・作成した配布物を以下に示す（一部抜粋）。



見附市計画道路の見直し について意見を募集します

当市の都市計画行政推進につきまして、日ごろ格別のご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

現在、見附市では都市計画道路の見直しを検討しています。

都市計画道路とは、法律（都市計画法）に基づいて、国、新潟県、見附市などが長期的視野を持って広域にわたる都市像を検討し、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となる道路のことです。都市計画道路を定めることで広い道路ができ、人と車の流れを円滑にし、産業活動を活発にする利点があります。

しかし、都市計画道路の整備は、大規模な道路が多く整備費用も多額になり、計画を立ててすぐに事業化することは難しいため、優先度が高いものから計画的、効率的に整備されます。そのため、長期的な整備計画を円滑に進めるために将来整備する区域をあらかじめ設定し、予定区域内の土地利用に一定の制限をかけています。都市計画道路が整備されないと、計画用地にその制限が長期にわたりにかかるとなり、土地の有効利用ができません。見附市の未着手の都市計画道路の中には昭和10年代に計画決定されているものもあり、現在のまちづくりと乖離が生じている部分もあります。

そのため、より望ましい「まち」を形成するための道路の計画・整備が行えるように都市計画道路の見直しを行うものです。

今回の意見の募集は、住民の皆様のご意見を頂き、今後の道路行政の推進に役立てるために実施するものです。ご多忙中お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。なお、調査結果につきましては、本調査の目的以外には使用することはありません。

見附市

平成 年 月

お 願 い

- ◆ご意見は、職業・役職等を気にせず、住民の視点でお書きください。
- ◆質問には、当てはまる記号に☑をつけ、具体的な内容をご記入ください。
- ◆お書きいただきました意見書は、お手数ですが、月 日（ ）までに、**見附市 建設課 窓口**または**今町出張所 窓口**へお渡しくくださるか、下記の問い合わせ先へ郵送、FAX、メールでお送りください。

問い合わせ先

見附市 建設課 都市計画係 担 当：

住 所：〒954-8686 見附市昭和町2-1-1

電 話：0258-62-1700（代表）

FAX：0258-63-5775

E-mail：

3. 見直しの対象とする路線

●都市計画決定後20年を経過しており、整備済となっていない路線を対象とします。

4. 都市計画道路の見直しの方針

(1)【自動車交通に関する方針】

●普段から公共交通（バス）を利用している人や、物流業者（トラック業者）にとっては、自動車は欠かせない交通手段です。また、介護サービス（送迎）やごみ収集、緊急車両の出動といった公共サービスの実施にも欠かせません。

●このため、国道と市街地との間を連絡し、あるいは市街地内を連絡し、自動車が円滑に移動するのに必要な都市計画道を継続する方針です。

(2)【歩行者・自転車交通に関する方針】

●多量の自動車が行き交う中で、子どもや高齢者など誰もが安全・安心に歩いたり自転車で移動したりできるまちづくりを進めることが必要です。また、住んでいるだけで自然に健康になれるまち「スマートウエルネスみつけ」の実現を目指すため、また、歩道や自転車通行帯等を整備していくことも必要です。

●このため、幹線道路に歩道や自転車走行空間を確保するために必要な都市計画道を継続する方針です。

(3)【防災に関する方針】

●古くからの市街地では住宅が密集しており、道路が狭く自動車のすれ違いが困難な地区があります。このような地区では、消防車や救急車などの緊急車両の移動も不便であるとともに、火災の際は延焼しやすい状況です。また、2車線道路であっても、大規模な地震の際に建物等の崩落により道路が閉塞し、避難や緊急車両の通行に支障が生じるおそれもあります。

●このため、市街地内に適切に2車線かつ両側歩道の幹線道路を配置し、避難や緊急車両の移動のための通行路を確保するための都市計画道を継続する方針です。

3

調査票

はじめに

- 見附市では、都市計画道路の見直しについて、住民の意見を広く募集しています。
- お手元の資料「都市計画道路の見直しについて」をお読みの上、個人としての意見をご回答願います。

問1. 見附市において今後も継続する都市計画道路は、下記の3つの方針で選定しました。各方針についてご意見をお聞かせください。

【備考】以下の(1)(2)(3)に該当せず、代替機能がある道路については「廃止」とする方針です。

※該当路線：①、②、③-2、④-1、⑤

(1)【自動車交通に関する方針】

内容
普段から公共交通（バス）を利用している人や、物流業者（トラック業者）にとっては、自動車は欠かせない交通手段です。また、介護サービス（送迎）やごみ収集、緊急車両の出動といった公共サービスの実施にも欠かせません。このため、国道と市街地との間を連絡し、あるいは市街地内を連絡し、自動車が円滑に移動するのに必要な都市計画道を継続する方針です。

※該当路線：①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨-1、⑩、⑪、⑫

回答
(1箇所)☑ 関連していると思う ← 1 2 3 4 5 → 全くその通りだと思う

ご意見
(自由回答)

(2)【歩行者・自転車交通に関する方針】

内容
多量の自動車が行き交う中で、子どもや高齢者など誰もが安全・安心に歩いたり自転車で移動したりできるまちづくりを進めることが必要です。また、住んでいるだけで自然に健康になれるまち「スマートウエルネスみつけ」の実現を目指すため、また、歩道や自転車通行帯等を整備していくことも必要です。このため、幹線道路に歩道や自転車走行空間を確保するために必要な都市計画道を継続する方針です。このことについて、ご意見をお聞かせください。

※該当路線：①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨-1、⑩、⑪

回答
(1箇所)☑ 関連していると思う ← 1 2 3 4 5 → 全くその通りだと思う

ご意見
(自由回答)

裏面へ続く

(3)【防災に関する方針】

内容
古くからの市街地では住宅が密集しており、道路が狭く自動車のすれ違いが困難な地区があります。このような地区では、消防車や救急車などの緊急車両の移動も不便であるとともに、火災の際は延焼しやすい状況です。また、2車線道路であっても、大規模な地震の際に建物等の崩落により道路が閉塞し、避難や緊急車両の通行に支障が生じるおそれもあります。このため、市街地内に適切に2車線かつ両側歩道の幹線道路を配置し、避難や緊急車両の移動のための通行路を確保するための都市計画道を継続する方針です。このことについて、ご意見をお聞かせください。

※該当路線：⑬

回答
(1箇所)☑ 関連していると思う ← 1 2 3 4 5 → 全くその通りだと思う

ご意見
(自由回答)

問2. その他、見附市の都市計画道路やまちづくりに関するご意見があればお聞かせください。

問3. あなた自身についてお聞かせください。

※氏名・住所がない意見は無効となります。（見附市パブリック・コメント手続要綱より）

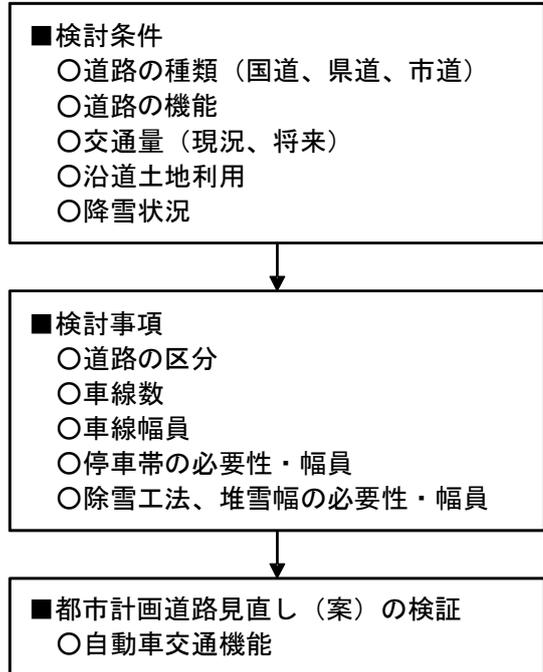
氏名※	
住所※	
区分 (1箇所)☑	市内にお住まいでない方は、該当する区分をご選択ください <input type="checkbox"/> 1. 市内在勤（所在地：） 例：見附市昭和町 <input type="checkbox"/> 2. 市内在学（所在地：） <input type="checkbox"/> 3. 利害関係者（利害内容：） 例：土地を所有している

ご協力頂き、ありがとうございました。

(2) 地域に即した道路構造の適用検討

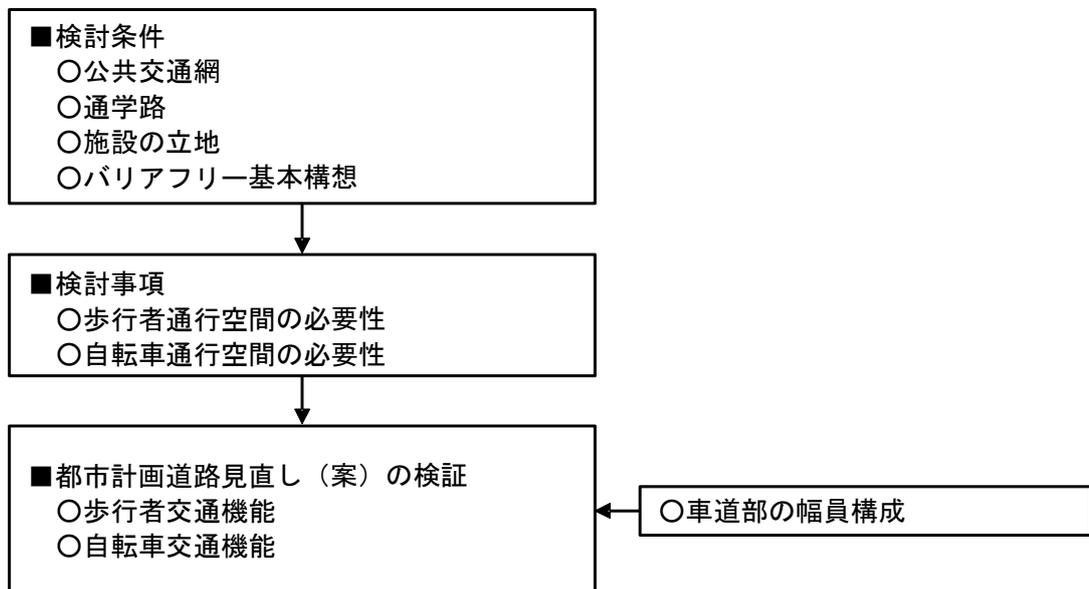
a) 自動車交通機能の確保

- ・機能分類（幹線道路、補助幹線道路）や交通需要に応じた通行機能を確保するため、車線数や車線幅員を検討・検証した。
- ・沿道の土地利用や施設立地状況に応じたアクセス機能を確保するため、停車帯の必要性と幅員を検討・検証した。
- ・積雪地域であることをふまえ、除雪工法に応じた堆雪幅の必要性を検討・検証した。



b) 歩行者・自転車交通機能の確保

- ・歩行者と自転車の交通機能は区分して検討した。
- ・歩行者通行空間は、市街地部の都市計画道路には必須と考えられるが、交通量や沿道土地利用のほか、バリアフリー基本構想、公共交通網（鉄道、バス）、通学路の状況からその必要性を確認した。
- ・自転車通行空間は、歩行者と同様の検討条件を基に、自動車との分離の必要性を検討・検証した。



c) 交通機能確保のまとめ

- ・自動車交通機能確保、歩行者交通機能確保、自転車交通機能確保の検証結果を踏まえ、交通機能確保のまとめを下表に示す（一部抜粋）。

No.	路線名	種級区分	見直し案における幅員	最低限必要な幅員	見直し案の検証
①	3.4.103 見附下新町線	第4種 第2級	<p>■計画幅員：18m</p> <p>■計画幅員：16m</p>	<p>■必要幅員：16m</p>	<p>(計画幅員18m) ○必要な機能が確保されており、計画は妥当である。</p> <p>(計画幅員16m) ○必要な機能が確保されており、計画は妥当である。</p>
②	3.4.104 大河津線	第4種 第2級	<p>■計画幅員：16m</p>	<p>■必要幅員：13.5m</p>	<p>○必要な機能が確保されており、計画は妥当である。</p>
③	3.4.105 大川端線	第4種 第2級	<p>■計画幅員：18m</p> <p>■計画幅員：16m</p>	<p>■必要幅員：13.5m</p>	<p>(計画幅員18m) ○必要な機能が確保されており、計画は妥当である。</p> <p>(計画幅員16m) ○必要な機能が確保されており、計画は妥当である。</p>
⑤	3.4.108 十二ノ木線	第4種 第2級	<p>■計画幅員：12m</p>	<p>■計画幅員：12m</p> <p>現道に消雪パイプがあるため路肩を縮小(1.25→0.5)</p>	<p>[自動車交通機能] ○堆雪帯が不足するが、現道に消雪パイプがあるため課題はない。 [歩行者自転車交通機能] ○必要な機能が確保されており、計画は妥当である。</p>
⑥	3.4.109 今町新町線	第4種 第2級	<p>■計画幅員：16m</p>	<p>■必要幅員：13.5m</p>	<p>○必要な機能が確保されており、計画は妥当である。</p>
⑦	3.5.111 本町葛巻線	第4種 第2級	<p>■計画幅員：16m</p> <p>■計画幅員：12m</p>	<p>■計画幅員：12m</p> <p>現道に消雪パイプがあるため路肩を縮小(1.25→0.5)</p>	<p>(計画幅員16m) ○必要な機能が確保されており、計画は妥当である。</p> <p>(計画幅員12m) [自動車交通機能] ○堆雪帯が不足するが、現道に消雪パイプがあるため課題はない。 [歩行者自転車交通機能] ○必要な機能が確保されており、計画は妥当である。</p>
⑩-1	3.5.115 庄川線	第4種 第2級	<p>■計画幅員：12m</p>	<p>■計画幅員：12m</p> <p>現道に消雪パイプがあるため路肩を縮小(1.25→0.5)</p>	<p>[自動車交通機能] ○堆雪帯が不足するが、現道に消雪パイプがあるため課題はない。 [歩行者自転車交通機能] ○必要な機能が確保されており、計画は妥当である。</p>
⑬-1	3.6.118 刈谷田線	第3種 第3級	<p>■計画幅員：11m</p>	<p>■必要幅員：11m</p>	<p>[自動車交通機能] ○堆雪帯が不足するため、消融雪施設の設置や除雪工法の工夫等によって対応する必要がある。また、歩道を縮小し、堆雪帯に割り当てることも考えられる。 [歩行者自転車交通機能] ○必要な機能が確保されており、計画は妥当である。</p>
⑭	3.4.119 名木野線	第4種 第3級	<p>■計画幅員：16m</p>	<p>■必要幅員：13.5m</p>	<p>○必要な機能が確保されており、計画は妥当である。</p>

d) 防災機能の確保

- ・ 防災機能の確保について、緊急輸送道路および都市防災の2つの視点から検証した。

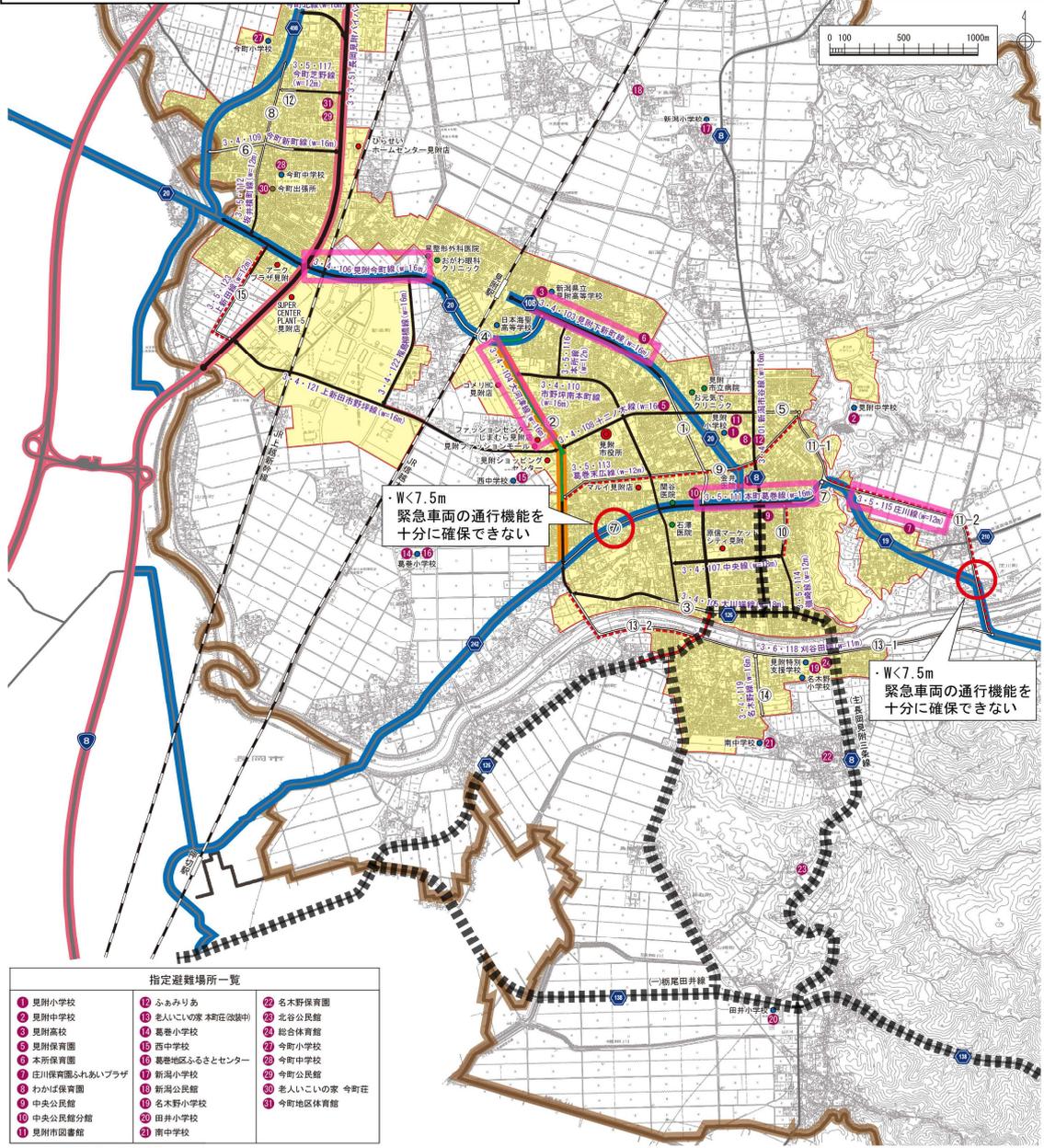
【緊急輸送道路の検証】

- ・ 3.4.103 見附下新町線、3.4.104 大河津線、3.4.108 十二ノ木線、3.5.111 本町葛巻線、3.5.115 庄川線が緊急輸送道路に指定されており、これらの整備を進めることは緊急輸送道路ネットワークの強化に寄与する。
- ・ 3.5.111 本町葛巻線の計画断面 (W=12m) および 3.5.115 庄川線の現道 ((主)見附栃尾線) において、車道部幅員が7.5m未滿となる区間があり、緊急車両の通行機能を十分に確保できないが、(主)長岡見附三条線、(一)栃尾田井線等の代替路線によって対応可能である。

【緊急輸送道路とは】

- 災害などの異常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に主要な道路や駅、市町村の庁舎、救援物資等の備蓄地点などの防災拠点を連絡する道路。
- 緊急輸送道路は、異常事態発生後の利用特性により、以下の3つに区分される。
 - ①第1次緊急輸送道路
 - ・ 広域的輸送に必要な主要幹線道路
 - ・ 県庁所在地、地方中心城市、重要港湾および空港などを連絡する道路
 - ②第2次緊急輸送道路
 - ・ 第1次緊急輸送道路と市町村役場などの主要な防災拠点(公共機関、主要駅、港湾、災害医療拠点など)を連絡する道路
 - ③第3次緊急輸送道路
 - ・ 第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡する道路

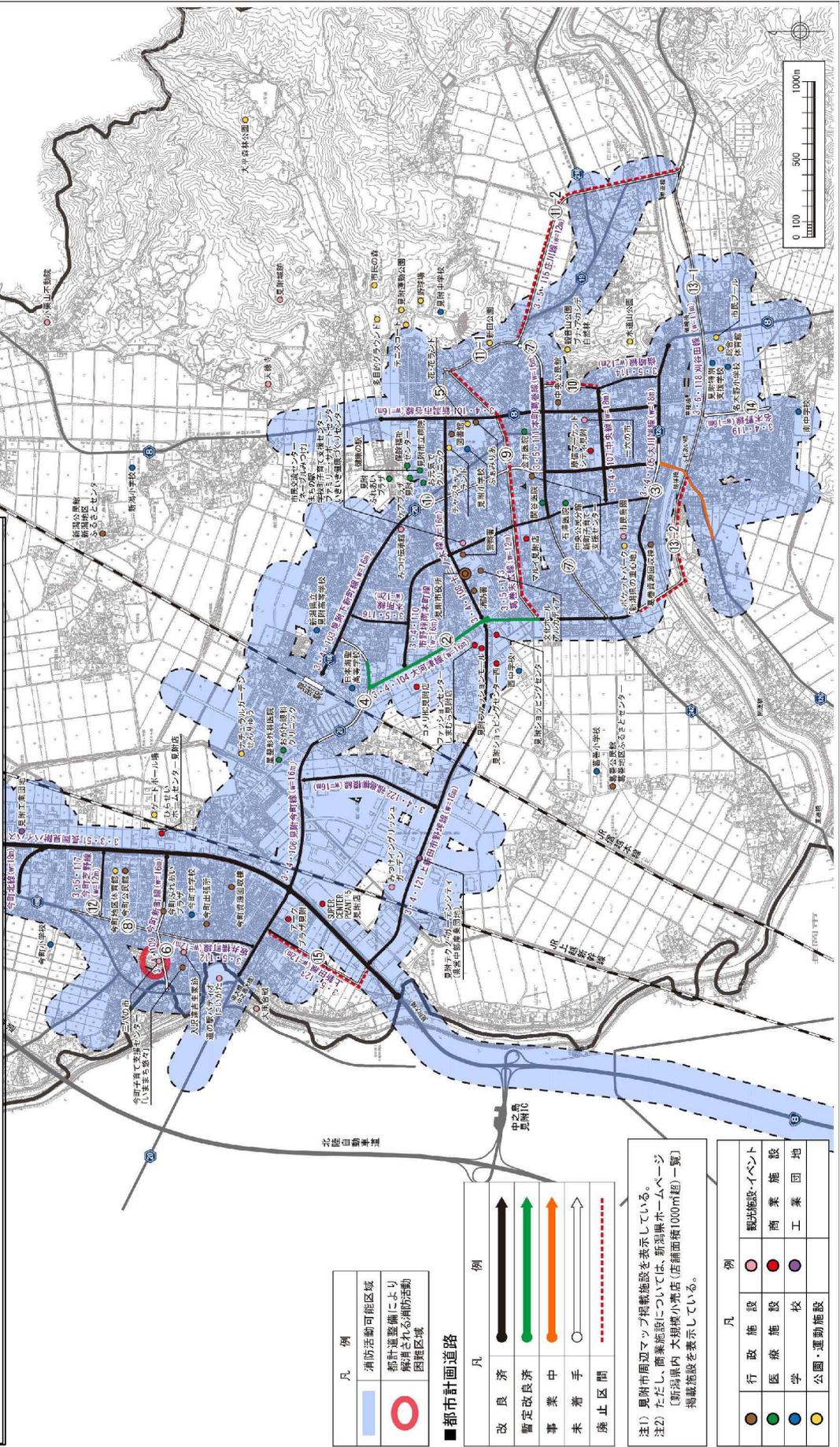
凡	例
改良済	→
暫定改良済	→
事業中	→
未着手	→
廃止区間	→
第1次緊急輸送道路	→
第2次緊急輸送道路	→
第3次緊急輸送道路	→
指定避難所	○
緊急輸送道路に指定されている都市計画道路	□
緊急輸送道路閉塞時の代替路線	▬



- 指定避難場所一覧
- | | | |
|----------------|--------------------|----------------|
| 1 見附小学校 | 17 ふみりあ | 22 名木野保育園 |
| 2 見附中学校 | 18 老人いこいの家 本町荘(仮称) | 23 北谷公民館 |
| 3 見附高校 | 19 葛巻小学校 | 24 総合体育館 |
| 4 見附保育園 | 20 西中学校 | 25 今町小学校 |
| 5 本所保育園 | 21 葛巻地区ふるさとセンター | 26 今町中学校 |
| 6 庄川保育園ふれあいプラザ | 27 新湯小学校 | 28 今町公民館 |
| 7 わかば保育園 | 28 新湯公民館 | 29 老人いこいの家 今町荘 |
| 8 中央公民館 | 29 名木野小学校 | 30 今町地区体育館 |
| 9 わかば公民館分館 | 30 田井小学校 | |
| 10 見附市図書館 | 31 南中学校 | |
- 出典) 見附市豪雨災害対応ガイドブック

【都市防災の検証】

- ・3.4.9 今町新町線の整備により、今町2丁目付近の消防活動困難区域が解消される。
- ・その他の都市計画道路については、消防活動困難区域の解消に資するものはない。
- ・よって、見直し案（都市計画道路の廃止）による、都市防災への影響は小さいものと考えられる。



e) 地域に即した道路構造の適用検討のまとめ

No.	路線名	区間	自動車交通機能	歩行者交通機能	自転車交通機能	緊急輸送道路ネットワークの確保	消防活動困難区域の解消	課題への対応等
①	3.4.103 見附下新町線	未改良全区間	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	—	—	特に課題はない。
②	3.4.104 大河津線	未改良全区間	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	—	—	特に課題はない。
③	3.4.105 大川端線	未改良全区間	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	—	—	特に課題はない。
④	3.4.106 見附今町線	未改良全区間	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。 堆雪帯が不足するが、現道に 消雪パイプがあるため課題は ない。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	—	—	特に課題はない。
⑤	3.4.108 十二ノ木線	未改良全区間	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	—	—	特に課題はない。
⑥	3.4.109 今町新町線	未改良全区間	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	—	—	特に課題はない。
⑦	3.5.111 本町葛巻線	未改良全区間	堆雪帯が不足するが、現道に 消雪パイプがあるため課題は ない(射面幅員2m区間)。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	—	—	特に課題はない。
⑧	3.5.112 坂井横町線	未改良全区間	堆雪帯が不足するが、現道に 消雪パイプがあるため課題は ない。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	—	—	特に課題はない。
⑨	3.5.113 葛巻末広線	未改良全区間 【廃止区間】	廃止した場合でも自動車交通 機能への影響は小さい。	廃止した場合でも歩行者交 通機能への影響は小さい。	廃止した場合でも自転車交 通機能への影響は小さい。	廃止した場合でも緊急 輸送道路ネットワーク への影響はない。	廃止した場合でも消防 活動困難区域は発生し ない。	特に課題はない。
⑩	3.5.114 嶺崎線	未改良全区間 【廃止区間】	廃止した場合でも自動車交通 機能への影響は小さい。	廃止した場合でも歩行者交 通機能への影響は小さい。	廃止した場合でも自転車交 通機能への影響は小さい。	廃止した場合でも緊急 輸送道路ネットワーク への影響はない。	廃止した場合でも消防 活動困難区域は発生し ない。	特に課題はない。
⑪-1		起点～3.5.111本町葛巻線	堆雪帯が不足するが、現道に 消雪パイプがあるため課題は ない。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	—	—	特に課題はない。
⑪-2	3.5.115 庄川線	3.5.111本町葛巻線～終点 【廃止区間】	廃止した場合でも自動車交通 機能への影響は小さい。	▲ 廃止した場合、歩行者交通 機能の確保が難しい。	▲ 廃止した場合、自転車交通 機能の確保が難しい。	▲ 現道が緊急輸送道路に 指定されており、廃止 した場合に緊急輸送道 路ネットワークへの影 響がある。	▲ 廃止した場合でも消防 活動困難区域は発生し ない。	[歩行者自転車交通機能] 当該区間の代替路線(見附運動公園 を通るルート)の自動車交通機能お よび誘導案内を強化することで自動 車交通の転換を図り、現道を歩行 者・自転車優先の道路とすることで 対応可能である。 [緊急輸送道路] (主)長岡見附三條線、(一)新尾田井 線等の代替路線によって対応可能で ある。
⑫	3.5.117 今町芝野線	未改良全区間	堆雪帯が不足するが、現道に 消雪パイプがあるため課題は ない。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	—	—	特に課題はない。
⑬-1	3.6.118 刈谷田線	起点～3.4.103見附下新町線 (瑞祥橋)	▲ 堆雪帯が不足する。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	—	—	堆雪帯が不足するが、消雪施設の 設置や除雪工法の工夫等によって対 応する必要がある。また、歩道を縮 小し、堆雪帯に割り当てることも考 えられる。
⑬-2		3.4.103見附下新町線(瑞祥 橋)～3.4.105大川端線 【廃止区間】	廃止した場合でも自動車交通 機能への影響は小さい。	廃止した場合でも歩行者交 通機能への影響は小さい。	廃止した場合でも自転車交 通機能への影響は小さい。	○ 輸送道路ネットワーク への影響はない。	○ 廃止した場合でも消防 活動困難区域は発生し ない。	特に課題はない。
⑭	3.4.119 名木野線	未改良全区間	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	必要な機能が確保されており、計画は妥当である。	—	—	特に課題はない。
⑮	3.5.123 上新田線	未改良全区間 【廃止区間】	廃止した場合でも自動車交通 機能への影響は小さい。	廃止した場合でも歩行者交 通機能への影響は小さい。	廃止した場合でも自転車交 通機能への影響は小さい。	○ 輸送道路ネットワーク への影響はない。	○ 廃止した場合でも消防 活動困難区域は発生し ない。	特に課題はない。

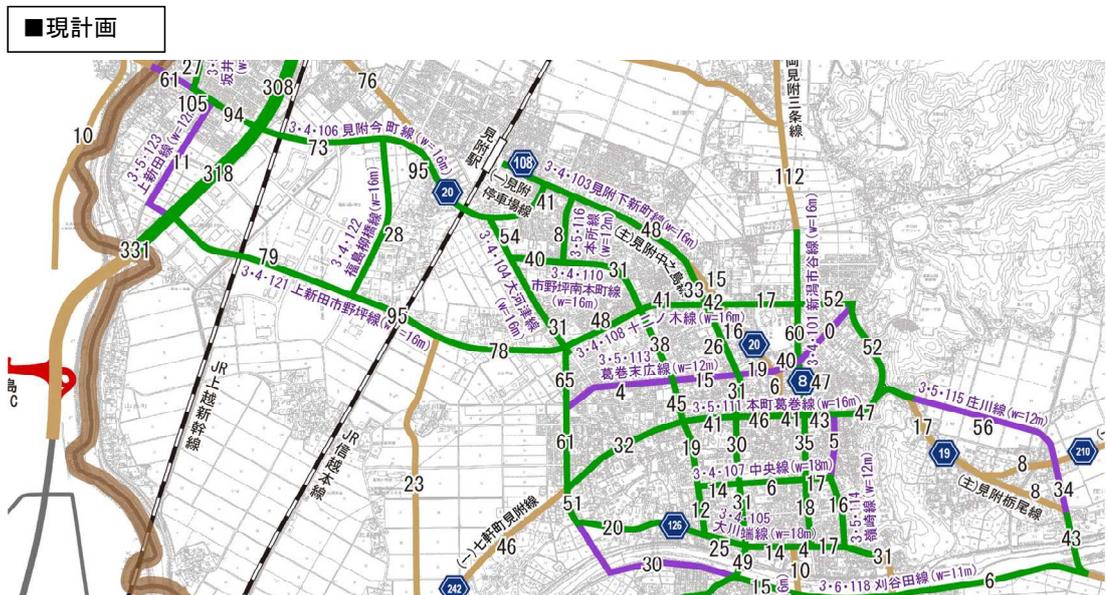
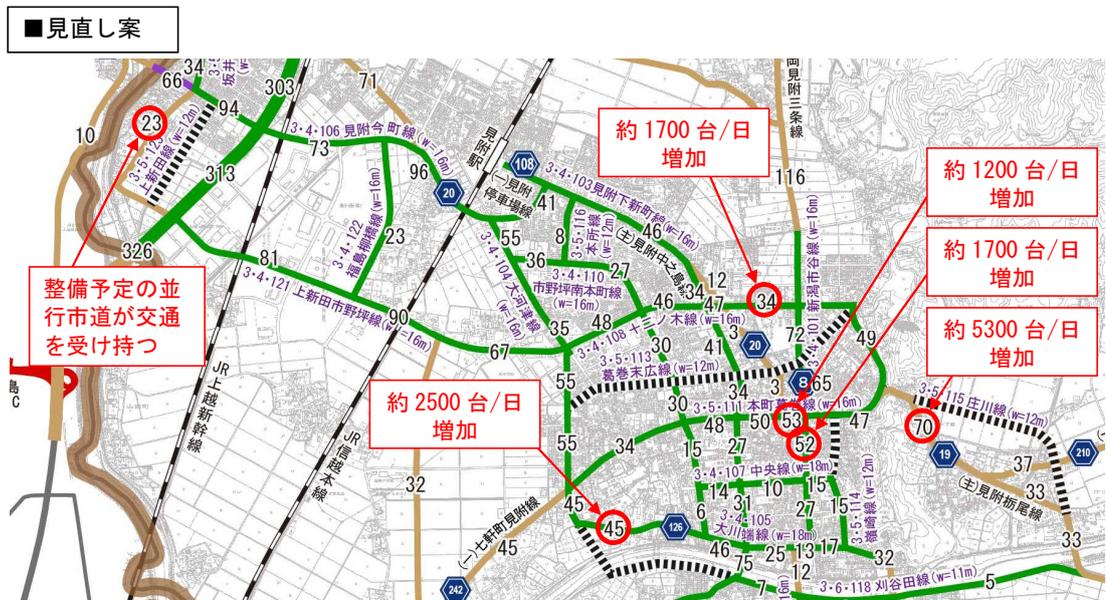
凡例 ○：課題なし ▲：課題あり —：該当なし

(3) 道路ネットワークからの検証

- ・見直し案の変更 (3.5.113 葛巻末広線の全線廃止) に伴い、平成 26 年度に実施した道路ネットワークからの検証を再度行ったものである。

【廃止による周辺道路への影響の検証】

路線番号 路線名称	廃止による周辺道路への影響
3.5.113 葛巻末広線	・当該区間の廃止により、3.4.108 十二ノ木線の交通量が約 1700 台/日増加 (17 百台/日→34 百台/日) し、3.5.111 本町葛巻線の交通量が約 1200 台/日増加 (41 百台/日→53 百台/日) するが、交通処理の観点から、周辺道路への影響は小さいものと判断される。
3.5.114 嶺崎線	・当該区間の廃止により、3.4.101 新潟市谷線の交通量が約 1700 台/日増加 (35 百台/日→52 百台/日) するが、交通処理の観点から、周辺道路への影響は小さいものと判断される。
3.5.115 庄川線	・当該区間の廃止により、(主)見附栃尾線の交通量が約 5300 台/日増加 (17 百台/日→70 百台/日) する。 ・自動車交通については、交通処理の観点から、周辺道路への影響は小さいものと判断される (現況と同等の交通量)。 ・一方で、歩行者交通については、当該区間に歩道が整備されていないことから、安全性の低下が懸念される。
3.6.118 刈谷田線	・当該区間の廃止により、3.4.105 大川端線の交通量が約 2500 台/日増加 (20 百台/日→45 百台/日) するが、交通処理の観点から、周辺道路への影響は小さいものと判断される。
3.5.123 上新田線	・当該区間を廃止しても、整備予定の並行市道が交通を受け持ち (23 百台/日)、代替道路として機能するため、交通処理の観点から、周辺道路への影響は小さいものと判断される。



【将来の自動車交通に対する見直し案の対応】

- ・2車線の道路について、第4種第2級の設計基準交通量10,000台/日を基準として、将来自動車交通量から区間を抽出した。
- ・抽出された区間については、都市計画道路見直し案による対応状況を確認した。
- ・見直し案では、全ての未着手区間において自動車交通量は設計基準交通量10,000台/日を下回っている。

No.	路線名	区間	将来 自動車 交通量 [百台/日]	抽出区間 ※設計基準交通量 (10,000台/日)を 上回る区間	見直し案による対応状況
①	3.4.103 見附下新町線	未改良全区間	34~41		—
②	3.4.104 大河津線	未改良全区間	35~55		—
③	3.4.105 大川端線	未改良全区間	25~46		—
④	3.4.106 見附今町線	未改良全区間	41~96		—
⑤	3.4.108 十二ノ木線	未改良全区間	49		—
⑥	3.4.109 今町新町線	未改良全区間	11~53		—
⑦	3.5.111 本町葛巻線	未改良全区間	34~47		—
⑧	3.5.112 坂井横町線	未改良全区間	33~69		—
⑨	3.5.113 葛巻末広線	未改良全区間	廃止		
⑩	3.5.114 嶺崎線	未改良全区間	廃止		
⑪-1	3.5.115 庄川線	起点~3.5.111本町 葛巻線	49		—
⑪-2		3.5.111本町葛巻線 ~終点	廃止		
⑫	3.5.117 今町芝野線	未改良全区間	17		—
⑬-1	3.6.118 刈谷田線	起点~3.4.103見附 下新町線(瑞祥橋)	2~7		—
⑬-2		3.4.103見附下新町 線(瑞祥橋)~ 3.4.105大川端線	廃止		
⑭	3.4.119 名木野線	未改良全区間	17		—
⑮	3.5.123 上新田線	未改良全区間	廃止		

(4) 協議資料作成

- ・都市計画変更にあたり、住民説明や新潟県協議等で必要となる協議資料の作成を行った。
- ・作成した資料および目次構成を以下に示す。

①長期未着手都市計画道路の見直し協議資料（本編）

- 1 都市計画道路を見直す目的
- 2 都市計画道路の整備状況
- 3 都市計画道路の見直しに関する基本方針
- 4 都市計画道路見直し案
- 5 各路線の見直し内容
 - 5.1 【3.5.113 葛巻末広線】
 - 5.2 【3.5.114 嶺崎線】
 - 5.3 【3.5.115 庄川線】
 - 5.4 【3.6.118 刈谷田線】
 - 5.5 【3.5.123 上新田線】

②現況交通量について（別紙）

- 1 交通量調査の概要
- 2 交通量調査の結果
 - 2.1 見附市全体の集計整理
 - 2.2 調査箇所別の集計整理

③将来交通量推計について（別紙）

- 1 将来交通量推計の条件
- 2 将来交通量推計結果

④見直し評価カルテ（別紙）

- 3.5.113 葛巻末広線
- 3.5.114 嶺崎線
- 3.5.115 庄川線
- 3.6.118 刈谷田線
- 3.5.123 上新田線

(5) 庁内検討委員会運営支援

- ・庁内検討会で使用するための資料を作成した。

(作成資料)

- ①見附市都市計画道路見直し案
- ②将来交通量配分結果
- ③緊急輸送道路網
- ④消防活動可能（困難）区域